

告 示

埼玉県告示第二百三十三号

平成八年埼玉県告示第千四百三十七号（建築基準法第六条第一項第四号の確認を要する区域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

題名及び告示文中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号の規定により同項」に改める。